

上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券(以下「上場有価証券等」といいます。)の売買等(※1)を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

手数料等諸費用について

- ・ 上場有価証券等の売買等に当たっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別表1「お取引に係る主な手数料」に記載の売買手数料をいただきます。
- ・ 上場有価証券等を募集等により、又は当社との相対取引等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。お取引の形態によっては、別表1「お取引に係る主な手数料」に記載の売買手数料をいただく場合があります。
- ・ 外国証券の外国取引に当たっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します(※2)。
- ・ 外国証券の売買、利払、償還等に当たり円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向を踏まえて当社が決定した適用為替(別表2)によるものとします。
- ・ 他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件又は権利が付されている上場有価証券等は、転換時に手数料が発生する場合があります。

上場有価証券等のお取引に当たってのリスクについて

- ・ 上場有価証券等の売買等に当たっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等(以下「裏付け資産」(※3))といえます。)の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 上場有価証券等の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件又は権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 新興市場銘柄(※4)については、既存市場とは異なる上場審査基準・上場廃止基準が設けられており、一般の上場会社と比較して設立後間もない会社が多いため、事業内容に新規性があるものの、未だ収益基盤が確立されていないことなどにより、財務体質が脆弱な会社があります(信用リスク)。また小規模の会社であることが多いため、株式の流動性が小さく価格が一方に大きく変動することがあります。また、換金性が低くなることもあります(流動性リスク)。

- ・ 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。
- ・ 国内金融商品取引所に上場されておらず、また国内において募集・売出し等の届出が行われていない外国証券については、我が国の金融商品取引法に基づいた企業内容の開示は行われておりませんのでご注意ください。

- ※ 1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラント等、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。なお、本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証券で同様の性質を有するものを含みます。
- ※ 2 外国取引に係る現地委託手数料及び現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- ※ 3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。
- ※ 4 新興市場とは一般的に、今後の成長・拡大が期待される事業や新たな技術・発想に基づく事業を行う高い成長性を秘めた企業に直接金融による早期の資金調達確保の途を確保し、企業の一層の飛躍を促す市場として各金融商品取引所が開設している市場のことを指します。(2016年5月31日現在、東京証券取引所「マザーズ」、JASDAQ、名古屋証券取引所「セントレックス」、福岡証券取引所「Q-Board」及び札幌証券取引所「アンビシャス」市場を指します。《市場新設、再編等であらたに新興市場と指定する場合があります。》)

○ その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ(<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>)でご確認いただけます。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・ 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 上場有価証券等の売出し

当社の概要（2016年5月31日現在）

当社の商号等： 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
金融商品取引業者

関東財務局長（金商）第2336号

本店所在地： 〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

加入協会： 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

当社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関：

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター
（連絡先：0120-64-5005）

特定第一種金融商品取引業務以外の苦情処理措置及び紛争解決措置：

当社は、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）を利用することにより苦情及び紛争の解決を図ります。

※当社が加入している日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会及び一般社団法人第二種金融商品取引業協会は、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターに対して苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を行っております。

資本金： 405億円

主な事業： 金融商品取引業

設立年月日： 2009年12月1日

連絡先： お取引のある部店、又は0120-583703までご連絡ください。

【別表 1】

お取引に係る主な手数料

1. 国内株式等売買委託手数料

- 国内株式等売買委託手数料は、国内上場の株式(上場投資信託(ETF、REIT等)、指標連動証券(ETN)、日本型預託証券(JDR)、出資証券を含みます。)・新株予約権付社債(CB、WB)・新株予約権証券(WR)に適用されます。
- 国内株式等売買委託手数料は、お取引スタイルと、お取引チャンネルに応じ、料率が異なります。

| お取引チャンネル | | お取引スタイル | |
|-------------|------------|----------------------------------|----------------------------------|
| | | トリプルワン* | らくらくダイレクト* |
| 営業店取引 | | 営業店基本手数料 | 営業店基本手数料 |
| インターネットトレード | オンライン手数料 | 営業店基本手数料の 50%割引 ^{※1} | 営業店基本手数料の 70%割引 ^{※1} |
| モバイルトレード | | | |
| ボイストレード | | | |
| コールセンター | コールセンター手数料 | 営業店基本手数料の 20%割引 ^{※2} | 営業店基本手数料の 40%割引 ^{※2} |

※トリプルワンとらくらくダイレクトについて

| | |
|-----------|--|
| トリプルワン | 営業店取引、オンライントレード(インターネットトレード、モバイルトレード)及びテレフォントレード(ボイストレード、コールセンター)の3つのチャンネルをご利用できるお取引スタイルのことです。 「担当者からの投資情報や資産運用のアドバイスを受けながら、じっくりと取引したい」方にお勧めのコースです。 |
| らくらくダイレクト | オンライントレード(インターネットトレード、モバイルトレード)、テレフォントレード(ボイストレード、コールセンター)及び専用ダイヤルをご利用できますが、営業店取引はご利用できないお取引スタイルのことです。「投資情報を自分で収集し、手数料を抑えながら、スピーディーに取引したい」方にお勧めのコースです。 |

(注) インターネットトレード、モバイルトレード、ボイストレード及びコールセンターは、個人のお客さまを対象としております。

- ※1 最低1,620円(税抜1,500円)。ただし、約定金額が2,500円以下の場合、約定金額の64.8%(税抜60%)とします。
- ※2 最低2,160円(税抜2,000円)。ただし、約定金額が2,500円以下の場合、約定金額の86.4%(税抜80%)とします。

【営業店基本手数料】

この手数料率表は営業店でお取引をされた場合の手数料の上限です。

| 約定金額 | 手数料上限(%は約定金額に対する割合) |
|--------------------|--------------------------------------|
| 2,750円以下 | 97.2%(税抜90%) |
| 2,750円超 19万3千円以下 | 2,700円(税抜2,500円) |
| 19万3千円超 50万円以下 | 1.404%(税抜1.30%) |
| 50万円超 100万円以下 | 0.9936%+ 2,052円(税抜0.92%+ 1,900円) |
| 100万円超 500万円以下 | 0.8532%+ 3,456円(税抜0.79%+ 3,200円) |
| 500万円超 1,000万円以下 | 0.6804%+ 12,096円(税抜0.63%+ 11,200円) |
| 1,000万円超 3,000万円以下 | 0.5616%+ 23,976円(税抜0.52%+ 22,200円) |
| 3,000万円超 5,000万円以下 | 0.2160%+ 127,656円(税抜0.20%+ 118,200円) |
| 5,000万円超 | 0.0540%+ 208,656円(税抜0.05%+ 193,200円) |

お支払いいただく手数料金額は、手数料(税抜)を基に計算されます。手数料(税込)による計算結果とは、端数処理の関係により異なる場合があります。

2. 外国株式売買委託手数料

外国株式売買委託手数料は現地委託手数料と国内取次手数料の両方がかかります。

○ 現地委託手数料

外国取引に係る現地委託手数料は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。詳細はお取引のある部店までお問い合わせください。

○ 国内取次手数料

| 約定金額* | 手数料上限(%は約定金額に対する割合) |
|--------------------|-------------------------------------|
| 100万円以下 | 1.080%(税抜1.00%) |
| 100万円超 300万円以下 | 0.972%+ 1,080円(税抜0.90%+ 1,000円) |
| 300万円超 500万円以下 | 0.864%+ 4,320円(税抜0.80%+ 4,000円) |
| 500万円超 1,000万円以下 | 0.756%+ 9,720円(税抜0.70%+ 9,000円) |
| 1,000万円超 3,000万円以下 | 0.648%+ 20,520円(税抜0.60%+ 19,000円) |
| 3,000万円超 5,000万円以下 | 0.540%+ 52,920円(税抜0.50%+ 49,000円) |
| 5,000万円超 1億円以下 | 0.432%+ 106,920円(税抜0.40%+ 99,000円) |
| 1億円超 | 0.324%+ 214,920円(税抜0.30%+ 199,000円) |

お支払いいただく手数料金額は、手数料(税抜)を基に計算されます。手数料(税込)による計算結果とは、端数処理の関係により異なる場合があります。

※ 約定金額は、株式の単価と数量を掛けた金額に対し、買いの場合は外国金融商品市場における手数料・税金等を加算、売りの場合はこれらの手数料・税金等を減算して計算します。

【別表2】

適用為替

外国証券の売買、利払、償還等にあたり円貨と外貨を交換する際の適用為替となります。
本適用為替は、売買等を前提としない外貨の両替には適用致しませんのでご注意ください。

| 通貨 | 基本為替スプレッド | 大口為替スプレッド |
|----------------------|--------------|-----------------|
| 米ドル ユーロ スイスフラン | 10万外貨未満 | 10万外貨以上30万外貨未満 |
| | 基準為替レート±50銭 | 基準為替レート±25銭 |
| 豪ドル カナダドル 英ポンド | 15万外貨未満 | 15万外貨以上50万外貨未満 |
| | 基準為替レート±100銭 | 基準為替レート±50銭 |
| 香港ドル | 70万外貨未満 | 70万外貨以上700万外貨未満 |
| | 基準為替レート±15銭 | 基準為替レート±5銭 |
| シンガポールドル | 15万外貨未満 | 15万外貨以上150万外貨未満 |
| | 基準為替レート±80銭 | 基準為替レート±40銭 |

(注)

- ・ 上記の適用は、原則として個別約定ごとの約定金額(数量×単価)により判定します。
- ・ 外貨で支払われた利金、償還金、分配金、配当金等を円貨にする場合のスプレッドは、原則として本表に基づき、取引金額(現地税引き後の外貨受渡金額)によって判定します。
- ・ 本表に記載する金額を超える場合、または本表に記載のない通貨の取扱いは、別途営業店までお問い合わせください。
- ・ 複数約定を合算した数量が、大口為替スプレッドの適用金額となる場合は、一括して円に振替えることで、大口為替スプレッドの適用を受けることができます。ただし為替レートは変動するため、振替のタイミングにより必ずしも有利になるとは限りません。
- ・ 預り口座内で外貨を他の外貨に振替える場合、外貨から円貨および円貨から他の外貨への振替にかかる為替スプレッドがかかります。2016年8月15日以降は、本表から50%減免します。
- ・ 為替レートは当社が円貨決済の処理を行う日の為替レートが適用されます。上場有価証券等の売却代金を直接円貨で受領する場合は、約定日の為替レートが適用されます(下表A)が、一旦外貨で受領した後に円貨決済を行う場合は、原則として円貨決済を申し込まれた日の為替レートが適用されます(下表B)。

<レート適用の例示(約定日+3が受渡日の商品を売却する場合)>

| | 約定日 | 約定日+1 | 約定日+2 | 受渡日以降 |
|---|------|-------|-------|-------|
| A | 為替適用 | — | — | — |
| B | — | — | 為替適用可 | 為替適用可 |

A = 直接円貨決済を行う場合 B = 一旦外貨で受領した後に円貨決済を行う場合

- ・ 当該外貨を購入する場合は基準為替レートにスプレッドを+(プラス)し、売却する場合は基準為替レートにスプレッドを-(マイナス)いたします。ただし、上記スプレッドはそれぞれ、最大値を表示しております。
- ・ 基準為替レートは、外国為替市場の動向により変化するため、また、取引内容により異なるため表示できません。
- ・ 基本為替スプレッドや大口為替スプレッドの適用金額は、将来、変更される可能性があります。

以上